

# 公益社団法人日本ビリヤード協会定款 案 本年3月の定款変更とは別件です。公益法人に申請するときの定款のご承認です。

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本ビリヤード協会（英文名 NIPPON BILLIARD ASSOCIATION、略称「NBA」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2. この法人は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、我が国におけるビリヤード界を統轄し代表する団体として、ビリヤードの普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ビリヤードの普及及び指導
  - (2) ビリヤードの全国的競技会、国際的競技会及びその他の競技会の開催並びに国際競技会への選手派遣
  - (3) ビリヤードに関する段級位の審査及び認定
  - (4) ビリヤードに関する指導員及び審判員の養成及び資格の認定
  - (5) ビリヤード競技規則の制定並びに記録の公認及び世界記録の申請
  - (6) ビリヤード競技会に必要な施設及び用具の検定
  - (7) 世界ビリヤードスポーツ連合（略称 WCBS）への加盟
  - (8) ビリヤードに関する調査研究
  - (9) ビリヤードに関する出版物の刊行
  - (10) その他目的を達成するため必要な事業
2. 前項の事業については本邦及び海外で行うものとする。

## 第2章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、理事会の承認を得て入会した個人
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助することを目的として入会した個人又は法人
  - (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、理事長が推薦し、総会において承認された者
  - (4) CS会員 この法人のCSカード会員規約に同意し入会した個人
2. 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」と

いう)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を、この法人に加盟する団体を経由して、理事会に提出し、理事会は別に定める規程によりその可否を決定する。

2. 名誉会員は総会において承認され、本人が承諾した時入会したものとする。
3. CS会員は別に定める規程により、入会申込書と会費を納めた時を入会とする。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の入会金及び年会費は総会の決議をもって別に定める。

- (1) 正会員 別に定める正会員規程による
- (2) 賛助会員 別に定める賛助会員規程による
- (3) 名誉会員 入会金及び年会費を納めることを必要としない
- (4) CS会員 別に定めるCS会員規程による

(入会金及び会費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、支払う義務を負う。

2. 前項に係わらず、相当の理由のある場合は理事会及び総会の決議を経て、入会金及び会費を免除することができる。

(会員資格の喪失及び停止)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
  - (2) 成年被後見人又は破産の宣告を受けたとき
  - (3) 死亡もしくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき
  - (4) 除名されたとき
2. 会員が会費を滞納した時は、会員資格を停止する。ただし、会費を納入した場合は、その時点で資格の停止を解除する。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総正会員現在数議決権の3分の2以上の多数による総会の決議により除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
- (3) 会費を2年以上滞納したとき

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費、分担金その他の拠出金品は返還しない。

## 第3章 総会

### (構成)

- 第13条 総会は、第5条第1項第1号の正会員をもって構成する。
2. 前項の総会をもって法人法の社員総会とする。

### (権限)

- 第14条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
  - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
  - (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
  - (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

### (招集及び開催)

- 第15条 通常総会は、毎年1回理事長が招集する。
2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたととき、理事長が招集する。
  3. 前項のほか正会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  4. 総会の招集は、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって、通知する。

### (議長)

- 第16条 総会の議長は、会議の都度出席正会員の互選で定める。

### (議決権)

- 第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (決議)

- 第18条 総会は、正会員の現在数の2分の1以上の者の出席がなければその議事を開き決議することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。
2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

### (議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び出席した正会員の2名以上が前項の議事録に記名押印する。
  3. 総会の議事の要領及び決議した事項は、全正会員に通知する。

## 第4章 役員

(役員)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
  - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち、理事長1名、副理事長2名以内、専務理事1名、常務理事5名以内とする。

(選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 前項の理事長をもって法人法第77条に定める代表理事とする。
4. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
5. 他の同一団体(公益法人を除く。)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
6. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法人の財産の状況及び会計を監査すること
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について、不整もしくは不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまで、その職務を行なう。

(解任)

第25条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事現在数及び正会員現在数の各々3分の2以上の多数の総会決議によりこれを解任することができる。ただし、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第26条 常勤の役員に対しては総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(名誉会長)

第27条 この法人に、任意の機関として名誉会長を置くことができる。

2. 名誉会長は総会の決議を経て、理事長が委嘱する。
3. 名誉会長は、この法人の業務の重要事項について、理事会で意見を述べることができる。

(総裁、会長)

第28条 この法人に、任意の機関として総裁及び会長を置くことができる。

2. 総裁、会長は総会の決議を経て、理事長が委嘱する。
3. 総裁は、この法人を統裁する。
4. 会長は、この法人の業務の重要事項について、理事会で意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 理事長が何らかの理由により、長期に渡り職務を遂行できないと認められるときの理事長代行の選定

(招集)

第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎年2回以上理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を要請されたときは、理事長は、その要請があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会議の都度出席理事の互選で定める。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の2分の1以上の者が出席し、その過半数をもって行う。ただし可否同数の時は、議長の決するところによる。

2. 当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

3. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとする。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事2名以上が前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度終了までの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 貸借対照表
  - (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
  - (5) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第3号及び第5号の書類については、定時総会に提示し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 役員名簿
    - (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第7章 加盟団体

(加盟団体)

第39条 この法人の加盟団体規程を別に定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款の変更は総正会員現在数議決権の3分の2以上の多数による総会決議をもっておこなわなければならない。

(解散)

第41条 この法人は、総正会員現在数議決権の3分の2以上の多数による総会決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益法人の認定取り消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局及び委員会

(事務局の設置及び職員)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置して必要な職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員は理事会の承認を得て理事長が任免する。

(委員会)

第45条 この法人は事業の実施にあたり必要のあるときは、委員会を設けることができる。委員会の構成及び運営に必要な事項は理事会で定める。

## 10章 公告

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は電子公告により行う。

(細則)

第47条 この定款の施行について必要な規程・規則の決議機関は別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事(理事長)は高橋一郎とする。